

凡例

- | | | | | | | | |
|------|----------|---|--------|-----|----|------|-------|
| ●●●● | 対象事業実施区域 | — | 実験線 | --- | 県境 | ---- | 市区町村境 |
| — | 内共第2号 | — | 内共第8号 | | | | |
| — | 内共第3号 | — | 内共第9号 | | | | |
| — | 内共第4号 | — | 内共第10号 | | | | |
| — | 内共第5号 | — | 内共第12号 | | | | |

注1. 他の図面と表示範囲が重なる箇所については、調査地点等を重複して記載しているものもある。
 注2. 本文69ページ参照。

資料：「山梨県公報 第千四百十七号」（平成15年9月22日、山梨県）

図-5(1) 内水面漁業権図

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の100万分の1 日本、50万分の1 地方図、数値地図200000（地図画像）及び数値地図50000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平23情複、第266号）」



凡例

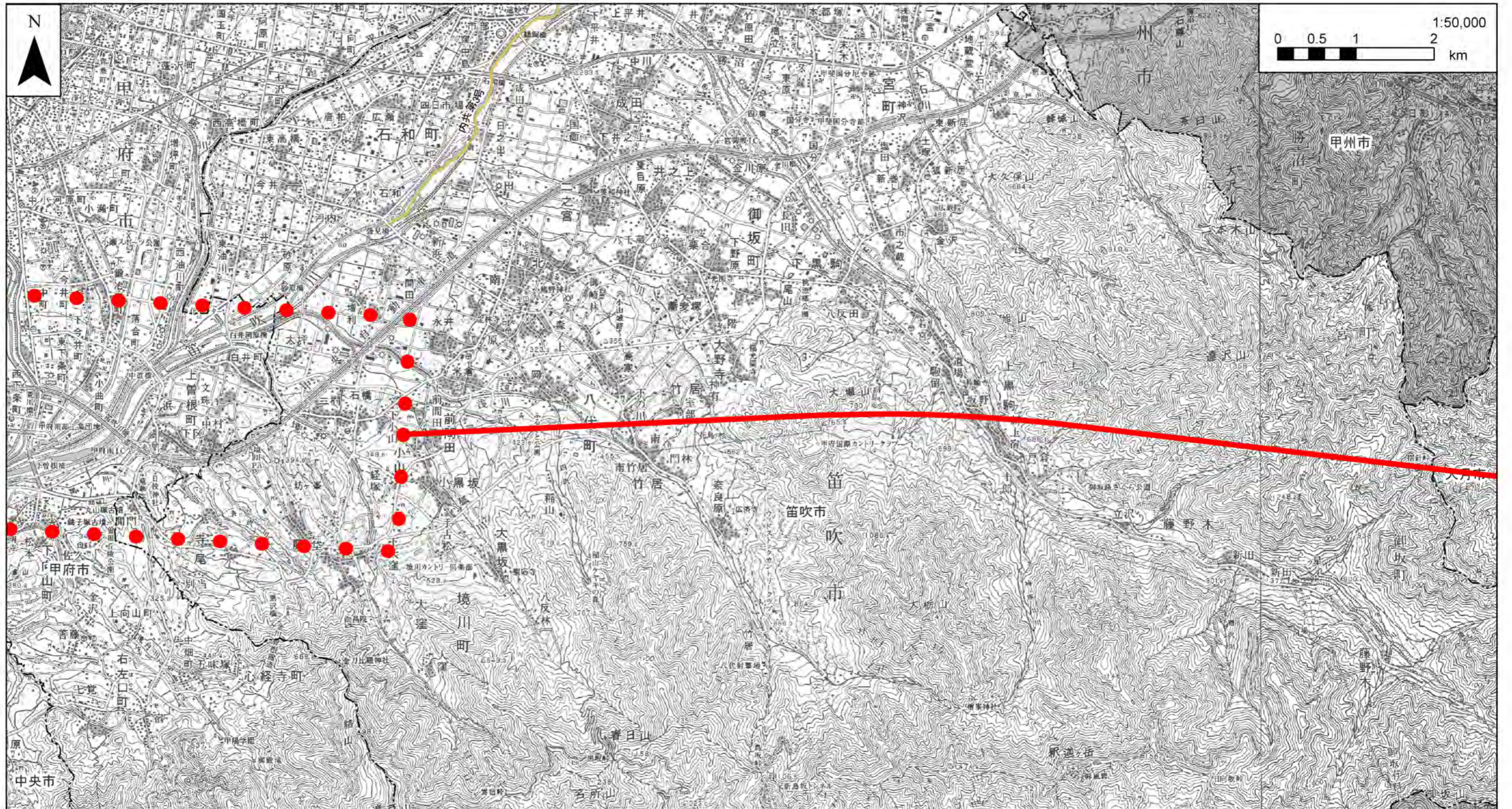
- 対象事業実施区域 実験線 - - - 県境 - - - 市区町村境
- 内共第2号 — 内共第8号
- 内共第3号 — 内共第9号
- 内共第4号 — 内共第10号
- 内共第5号 — 内共第12号

注1. 他の図面と表示範囲が重なる箇所については、調査地点等を重複して記載しているものもある。
 注2. 本文69ページ参照。

資料：「山梨県公報 第四百十七号」（平成15年9月22日、山梨県）

図-5(2) 内水面漁業権図

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の100万分の1 日本、50万分の1 地方図、数値地図200000（地図画像）及び数値地図50000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平23情複、第266号）」



凡例

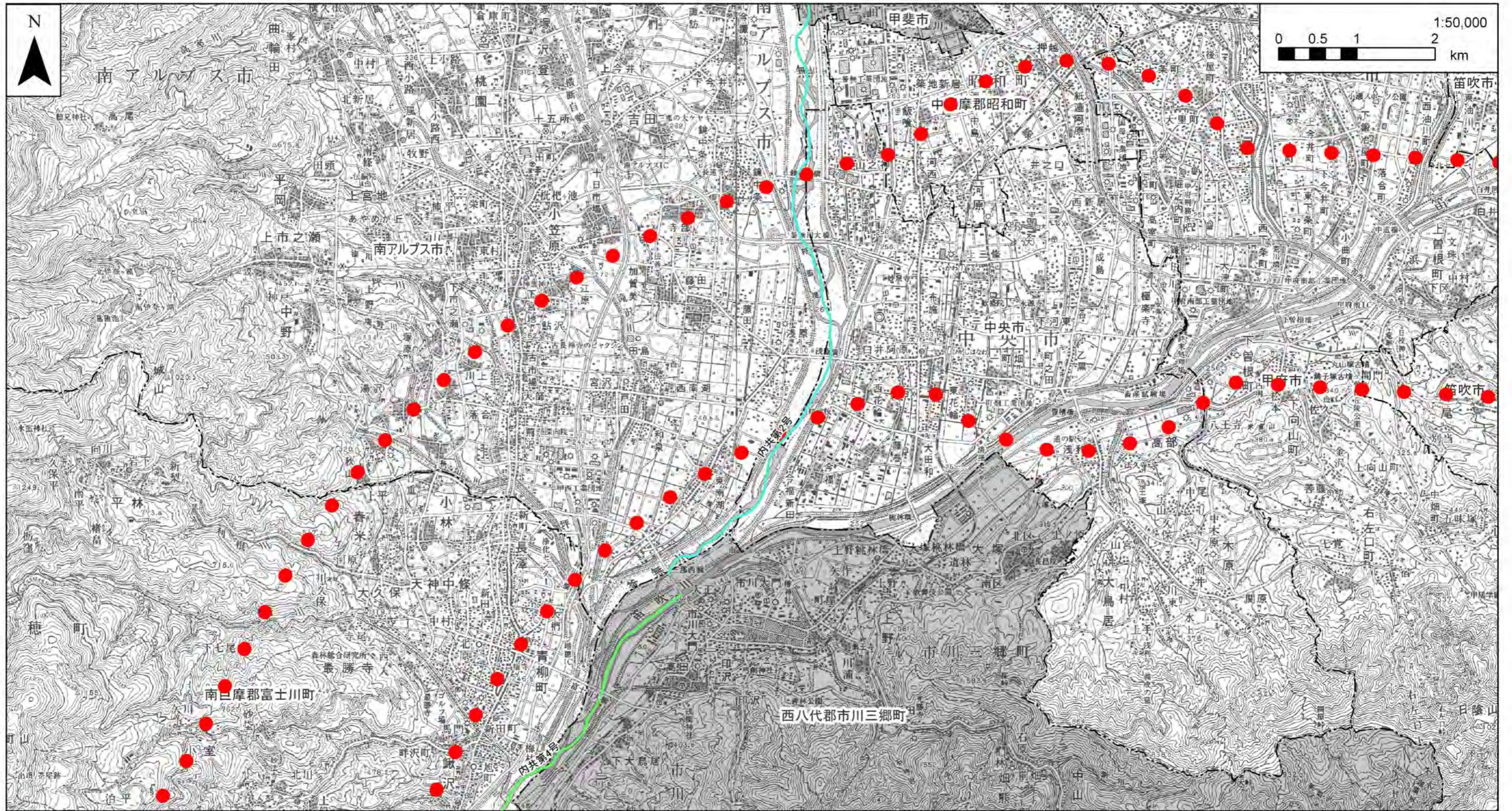
- 対象事業実施区域 実験線
- 内共第2号 — 内共第8号
- 内共第3号 — 内共第9号
- 内共第4号 — 内共第10号
- 内共第5号 — 内共第12号

注1. 他の図面と表示範囲が重なる箇所については、調査地点等を重複して記載しているものもある。
 注2. 本文69ページ参照。

資料：「山梨県公報 第千四百十七号」（平成15年9月22日、山梨県）

図-5(3) 内水面漁業権図

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の100万分の1 日本、50万分の1 地方図、数値地図200000（地図画像）及び数値地図50000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平23情複、第266号）」



凡例

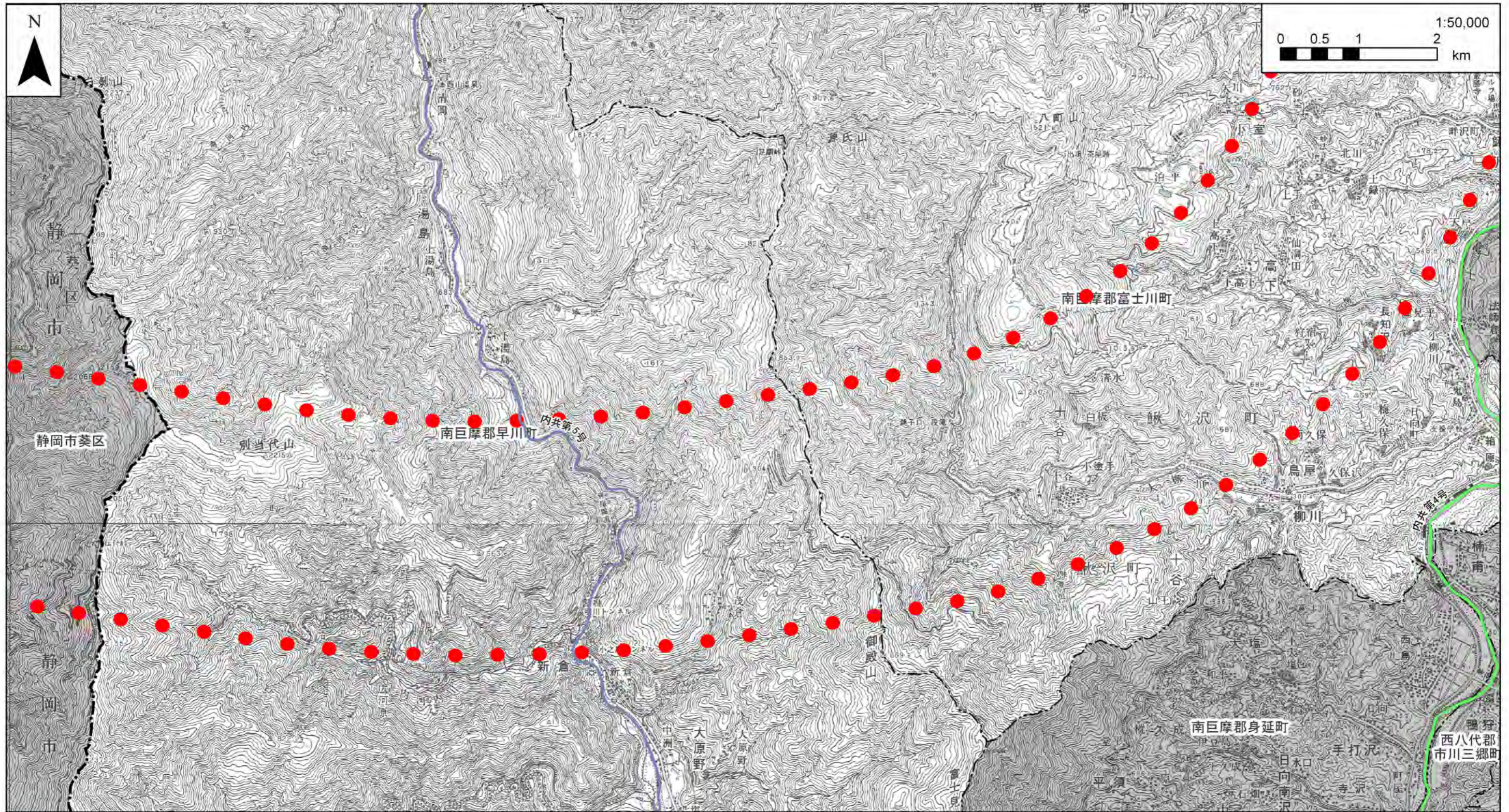
- 対象事業実施区域
- 実験線
- 県境
- 市区町村境
- 内共第2号
- 内共第8号
- 内共第3号
- 内共第9号
- 内共第4号
- 内共第10号
- 内共第5号
- 内共第12号

注1. 他の図面と表示範囲が重なる箇所については、調査地点等を重複して記載しているものもある。
 注2. 本文69ページ参照。

資料：「山梨県公報 第千四百十七号」（平成15年9月22日、山梨県）

図-5(4) 内水面漁業権図

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の100万分の1 日本、50万分の1 地方図、数値地図200000（地図画像）及び数値地図50000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平23情復、第266号）」



凡例

- 対象事業実施区域
- 実験線
- 県境
- 市区町村境
- 内共第2号
- 内共第3号
- 内共第4号
- 内共第5号
- 内共第8号
- 内共第9号
- 内共第10号
- 内共第12号

注1. 他の図面と表示範囲が重なる箇所については、調査地点等を重複して記載しているものもある。
 注2. 本文69ページ参照。

資料：「山梨県公報 第千四百十七号」（平成15年9月22日、山梨県）

図-5(5) 内水面漁業権図

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の100万分の1 日本、50万分の1 地方図、数値地図200000（地図画像）及び数値地図50000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平23情複、第266号）」